

今週のトピックス

税務・会計

休業補償金の税務

冬になるとノロウイルスなどによる食中毒が流行します。食中毒患者を出した飲食店が営業停止となった場合、保険会社から休業補償金が支払われることがありますが、この保証金は、法人所得または事業所得として取り扱うので、非課税にはなりません。一方従業員が業務上の疾病や負傷により働けなくなり、賃金を受けられない場合、労働基準法では使用者に対して休業補償などの責任を課しています。こうした休業補償金には、所得税が課せられません。

「特定寄付金」なら所得税でオイシイ！

個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対して「特定寄付金」を支出したときは、所得税の寄付金控除を適用することができます。控除できるのは、「その年に支払った特定寄付金の合計額」と「その年の総所得金額等の40%相当額」のいずれか低いほうの金額から5千円を引いた金額となります。なお、ここでいう「特定寄付金」とは、国や地方公共団体に対するもの、学校法人や社会福祉法人などの特定の団体に対するもの、一定の政治献金などです。学校の入学に関して行う寄付、政治資金法に違反する寄付、寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄付については、特定寄付金にならないので、注意が必要です。

経営

『企業再建事例大解説！

～復活への軌跡』

飲食店(小規模店舗)の再建事例を題材にして、どうやったら売上が伸び、経営が改善し、「復活」を遂げることができるのか、再建のプロフェッショナルに解説していただきます。飲食業の方々だけではなく、他業種にも応用できるものですので、ご自身の経営を今一度振り返る機会にもなります。

2008年1月18日(金) 10～12時

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14679.html

人・もの・カネ

『中小企業新事業活動促進法に基づく 経営革新計画の承認に挑戦！』

中小企業新事業活動促進法では、経営革新に取り組む企業を支援するため、経営革新計画承認企業に低利融資、信用保証枠の拡大、税制優遇処置、販路拡大支援など様々な支援策を実施しております。活用のメリット、経営革新計画の承認取得など、専門家を招いてのセミナーです。

2008年1月18日(金) 14～16時30分

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14644.html

ニュースな日々

『不動産取得税に新たな 軽減処置』

政府・与党は、都市再開発や駅前商店街の活性化を進めるため、オフィスビルや商業施設にかかる不動産取得税の新たな軽減処置を08年度に導入する方針を固めました。都市再生緊急整備地域や地方の中心市街地の再開発ビルなどが対象で、08年度から2年間、不動産取得税の課税標準額を1割控除します。事務所や店舗などは07年度末で期限切れとなる予定でしたが、改正建築基準法の施行以降、着工件数が激減したため、形を変えての復活となりました。

おすすめの1冊

『神々の山嶺』 夢枕 獏著

エベレスト登山に挑んだ男の物語で、分類としては山岳小説の範疇に入るのかもしれませんが、冒険小説的な謎解きの部分も見逃せません。手に汗にぎり、心が震えます。登攀の描写では、自分の体もスッカリ冷え、そこにあたかも存在しているかようになります。前を向いて、真撃に戦う姿には男でも惚れます。長編なのでお正月の読書には最適。ラストではほっと息をつき、不覚にも涙が流れました。そういう本です。

タワーの灯

12月17日は104年前ライト兄弟が飛行機の初飛行に成功した日です。個人的に飛行機は大好きですが、日常を越えた異次元の世界に連れて行ってくれるからかもしれません。この忙しい時期を乗り越えたら、リフレッシュしたい・・・

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル5F
TEL: 03-6436-0201
FAX: 03-6436-0202
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>